

用語の解説（五十音順）

○寄附金

民法上の贈与で、金銭に限られます。用途が特定されない「一般寄附金」、用途を限定した「指定寄附金」があります。

○繰入金・繰出金

一般会計、特別会計及び基金間で、相互に資金運用をするものです。その会計から他の会計に資金を移す場合を「繰出」、他の会計からその会計に資金が移される場合を「繰入」といいます。

○繰越金

前年度の決算上、余ったお金のことです。

○県支出金

県から市の事業に対して支払われるお金です。

○公債費

市債の元金・利子やその他の利子を支払うための経費です。

○国庫支出金

国から市の事業に対して支払われるお金です。

○財産収入

市の財産の貸付け、売払いなどで得た収入。公共用地の売却や基金積立金の利子などが該当します。

○市債（地方債）

学校の校舎建設など多額の経費が必要なものの財源に充てるため、市が国や銀行などから調達する長期的な借入金のことです。市が調達する資金を「市債」、市債を起こすことを「起債」といいます。

○市税

市民等から納めていただく市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、法人市民税などです。

○使用料及び手数料

公の施設の使用料や証明書の発行に伴う手数料として徴収するものです。

○諸収入

収入の性質により、他の収入科目に含まれない収入。延滞金、預金利子、貸付金元利収入、雑入などがあります。

○地方交付税

基準財政需要額（全国の自治体が平等に行政サービスを受けるための必要な額を一定のルールで算出した額）が基準財政収入額（全国の自治体の収入を一定のルールで算出した額）を超える場合に、その差額（財源不足）を基本として国から交付される普通交付税と、特別な財政需要に対応するもので普通交付税の算定に反映できなかった具体的な事情を考慮して交付される特別交付税があります。

○地方譲与税

国から道路面積等により計算され配分されるお金です。

○地方特例交付金

国の施策により恒久的な減税の影響で減収となった一部を補填するため国から交付されるものです。

○分担金及び負担金

市の行う事業により利益を受ける方から、その利益を限度として徴収するものです。※保育園の保育料などが該当します。

○補正予算

予算の調製後に生じた事由に基づき、既成の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときに調製される予算のことです。

○民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域において住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人たち。児童委員を兼ねている。児童委員は、地域の子供たちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等を行う。